最終更新日：2022年7月29日
MICS化学株式会社
代表取締役社長 大塚　茂樹
問合せ先：取締役管理部長　原川剛一郎
証券コード：7899
https://www.c-mics.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指した経営を推進するための基礎として、当社の企業規模に適したコーポレート・ガバナンス体制の構築とその強化に取組んでいます。具体的には、次の三つを実施することで、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。
（ⅰ）執行側から独立した社外取締役を含む取締役会が、経営に対する実効性の高い監督を行ない、透明かつ公正な経営の仕組みを構築する。
（ⅱ）取締役会が経営に関する基本方針やその他重要事項について決定するとともに、常勤取締役と各部長等により構成される経営会議と運営会議を毎月開催し、業務執行に関する迅速な意思決定を行う。
（ⅲ）監査等委員である取締役は、社外取締役や内部監査室、会計監査人と緊密な連携を図ることにより、有効性、実効性の高い監査を実施する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２④　議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】
当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討してまいります。

【１－３　資本政策の基本的な方針】
当社は、資本政策の基本的な方針について説明を行うべく、検討を進めてまいります。

【１－４　政策保有株式】
当社は、政策保有株式の保有意義に関して、保有先の戦略と自社の戦略が合致する場合（資本提携等）は継続保有をしていきます。ただし、保有意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り処分・縮減していく基本方針のもと、市場への影響等を総合的に勘案し、売却方法を詳細に決定したうえで売却していきます。毎年の取締役会での個別の政策保有株式についての検証内容の開示、および議決権行使基準の策定・開示については、検討を進めてまいります。

【補充原則２－４①　中核人材の登用等における多様性の確保】
当社は、現状人数規模が比較的小さく、母集団としては限られることから、実績値としての開示は行っていないものの、女性・中途採用者の管理職登用につきましては、現時点で複数の実績があります。外国人の管理職登用については実績がないものの、人事評価については国籍、性別等に囚われず、その能力・成果に応じて実施することを基本としており、今後は実績値の開示について検討してまいります。

【補充原則３－１③　サステナビリティについての取組み等】
現状、自社のサステナビリティについての取組みや人的資本や知的財産への投資等を開示できる状況にはありませんが、今後、開示に向けて検討してまいります。

【補充原則４－１③　最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への主体的な関与、後継者候補の計画的な育成のための適切な監督】
最高経営責任者である代表取締役については、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々の当社を取り巻く状況や対応すべき課題に応じて最適と考える人物を取締役会で選定することとしております。取締役会は、現在、後継者計画についての具体的な監督は行っておりませんが、今後、その要否も含めて検討してまいります。

【補充原則４－２②　取締役会による自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定、経営資源の配分や事業ポートフォリオ戦略の実行の監督】
当社は、取締役会がサステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針を策定すべく、また経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略実行について、持続的成長に資するよう監督すべく、今後検討を進めてまいります。

【４－３　取締役会の役割・責務（３）】
当社取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間の利益相反管理を適切に管理しております。一方、当社は、取締役会が適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すること、適時かつ正確な情報提供が行われるよう監督を行うとともに内部統制やリスク管理体制を適切に整備することについて検討を進めてまいります。

【４－１０　任意の仕組みの活用】
現在、任意の機関は設置しておりません。統治機能の更なる充実を図る必要性が生じた場合は、任意の機関を定めることも検討してまいります。

【補充原則４－１０①　独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】
独立社外取締役は現在３名で取締役総数の３分の１となっております。独立社外取締役は、自身の高度な組織運営経験や資本政策等の知見、弁護士経験等を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。取締役会等においては活発に議論しており、公正かつ透明性の高い体制が整備されています。従いまして、現段階では経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係わり独立した諮問委員会の設置の必要性は無いものと考えております。しかしながら、より透明性の高いガバナンス体制を目指して本課題について継続検討をして

まいります。

【補充原則4－11③　取締役会の実効性評価】
　当社は、現時点では定期的な取締役会実効性評価は実施しておりませんが、今後の取締役会の実効性を高めるためには実効性についての分析・評価を行うことが重要であるという認識に基づき、今後の取締役会において効果的な評価方法等について十分議論の上、評価プロセスの整備に努めてまいります。

【補充原則4－12①　取締役会の審議の活性化のための対応】
（ⅰ）取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
　取締役会の資料につきましては、会日に十分に先立って配布するように努めてまいります。
（ⅱ）取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が提供されるようにすること
　必要に応じて事務局から各取締役に対して情報を提供しております。
（ⅲ）年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと（ⅳ）審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
　取締役会は年6回定期的に開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しております。
（ⅴ）審議時間を十分に確保すること
　審議時間の内容・数を勘案しながら十分な審議時間を確保しております。

【4－14　取締役・監査役のトレーニング】
　当社は、役員就任時のトレーニングは行っておりますが、取締役会が、個々のトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用支援を行う等の対応が適切にとられているか否かを確認することについても実施すべく検討を進めてまいります。

【補充原則4－14①　取締役・監査役の知識習得】
　当社は、役員就任時のトレーニングは行っておりますが、取締役会が、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋や、その費用支援を行う等の対応が適切にとられているか否かを確認することについても実施すべく検討を進めてまいります。

【5－1　株主との建設的な対話に関する方針、補充原則5－1②　株主との建設的な対話を推進するための方針】
　当社では、管理部長がIR担当となり、株主等の要望等があれば必要に応じて対話等の申込に対応します。そして、当社は、株主等との対話を促進するため、管理部長が統括のうえ、関連部門を含む社内での情報共有を然るべく行うなど連携を行います。現時点では、個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組みの方針や、対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策に関する方針はありませんが、検討を進めてまいります。なお、株主等との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努め、情報管理に努めます。

【5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
　当社は中期経営計画を策定し、収益計画等を公表しておりますが、資本効率等に関する具体的な目標数値は定めておりません。収益力を高めるための投資などを含めた各施策については、資本コストを意識しつつ、中期経営計画などで株主に分かりやすく説明を行ってまいります。

【補充原則5－2①　事業ポートフォリオに関する基本的な方針】
　当社は、事業ポートフォリオに関する基本方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべく、検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－7　関連当事者間の取引】
　当社は、当社役員や主要株主等との取引を行う場合は、かかる取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう留意し、取締役会での審議・決議を要することとしており、取締役会において実際の個別取引にかかる承認を通じて監視を行っております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
　当社は、特定の企業年金基金には加入しておりませんが、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入しております。入社時に運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育を実施しております。

【3－1　情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、「経営ビジョン」に基づいて、「中期経営計画」を策定し、当社ウェブサイトhttps://www.c-mics.com/ir/other.html等に開示することで、情報提供の充実を図っております。
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　当社は、お客さま・株主・投資家・地域・社会・環境・取引先及び従業員などのステークホルダーと適切な協働を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、「経営ビジョン」に基づき、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでおります。
（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
　当社の役員報酬は、固定報酬・業績連動報酬・譲渡制限付株式報酬の3つで構成されており、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。固定報酬につきましては、代表取締役が原案を作成し、社外取締役に諮問した後に、取締役会で審議して決定しております。
（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　取締役選解任については、「役員の選任・解任基準」を定めております。
　取締役会は、取締役候補者の選任を行うにあたっては、法令上の要件及び以下の要件を満たす者から選任し、株主総会の決議により決定します。
①経験及び能力を踏まえ、当社の置かれている経営状況の変化を認識し、企業の社会的責任を踏まえたうえで、当社の成長戦略を検証・決定し、その執行状況を適切に監督し、中長期的に当社の企業価値を向上させていくことのできる者。
②人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることができる者。
また、解任については次に挙げるいずれかの要件に該当する場合は、解任を取締役会において検討するものとし、取締役会で役員として適格でないと判断された場合、株主総会の決議によっておこなうこととしております。
①法令、定款、その他当社の規程に違反し、企業の企業価値を著しく毀損したと認められる場合。
②選任基準において規定する役員の資質を欠くことが明らかになった場合。
③当社において著しい業績不振を招いた場合。

④反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められた場合。
⑤公序良俗に反する行為を行った場合。
⑥健康上の理由等により職務執行に著しい支障が生じた場合。
⑦その他①ないし⑥に準ずる場合。

（ｖ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補者の個々の選任・解任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。
https://www.c-mics.com/ir/soukai.html

【補充原則４－１①　経営陣に対する委任の範囲】
取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決定事項以外の内容については、経営会議の決議／稟議による社長決裁等、経営陣に委任しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

【原則４－９　社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、会社法の定める社外取締役の要件や東京証券取引所の定める独立性基準を採用し、独立社外取締役の候補者を選定しています。

【補充原則４－１１①　取締役の多様性に関する考え方等】
当社の取締役会は、定款で定める取締役11名以内の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、当社の経営戦略の推進を監督するうえで必要な知識、経験、能力等のバランスを備えた多様性ある人員で構成することを、基本的な考え方としています。当社は、これらの知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリックスを作成し、株主総会招集通知で公表することとしております。

【補充原則４－１１②　取締役・監査役の兼任状況】
当社の社外取締役５名のうち３名は他の上場会社等の役員を兼務しております。兼任者数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないしは監督業務を適切に果たすことができるものと考えております。社外取締役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行っております。

【補充原則４－１４②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役がその役割や責務を果たすため、会社の費用負担により、外部セミナーや勉強会等への参加を推奨し、継続的に必要な知識を取得できる機会を提供しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
盛田エンタプライズ株式会社	2,608,000	49.59
名古屋中小企業投資育成株式会社	210,000	3.99
ＭＩＣＳ化学取引先持株会	174,100	3.31
ＭＩＣＳ化学従業員持株会	165,674	3.15
株式会社三井住友銀行	120,000	2.28
伊藤公一	60,200	1.14
鈴木　淳	46,300	0.88
山野井康雄	34,000	0.64
大塚茂樹	32,423	0.61
伊藤久美	32,100	0.61

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	4 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
後藤もゆる	弁護士											
佐原司郎	他の会社の出身者							○				
中神邦彰	公認会計士											
安川喜久夫	他の会社の出身者											
丸山　等	他の会社の出身者							○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤もゆる		○	―――	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言を期待し、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 （独立役員指定理由） 同氏及びその出身会社等と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。
佐原司郎	○		専務取締役を努める盛田エンタプライズ株式会社は当社の主要株主（議決権所有比率49.6%）であります。また、盛田エンタプライズ株式会社は同氏の他、1名の取締役を派遣しております。	金融機関出身者であり、財務等専門分野に関する長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その知見や経験に基づいた助言や監視を期待し、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。
中神邦彰	○	○	―――	公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その知見や経験に基づいた助言や監視を期待し、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 （独立役員指定理由） 同氏及びその出身会社等と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。
安川喜久夫		○	―――	株式会社ゲノム創薬研究所の代表取締役社長、過去には株式会社三重銀行（現　株式会社三十三銀行）の代表取締役専務兼専務執行役員、三重銀総合リース株式会社（現　三十三リース株式会社）の代表取締役を努め、企業経営に関与した豊富な経験知見を有しており、その知見や経験に基づいた助言や監視を期待して、当社の社外取締役に適任と判断しています。 （独立役員指定理由） 同氏及びその出身会社等と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。
丸山　等			取締役を努める盛田エンタプライズ株式会社は当社の主要株主（議決権所有比率49.6%）であります。また、盛田エンタプライズ株式会社は同氏の他、1名の取締役を派遣しております。	盛田エンタプライズ株式会社の取締役、株式会社イズミックの専務取締役営業本部長を努めており、今後も当社における経営に豊富な知識と経験が活かされることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）

監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会から求めがあった場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことができる旨規程に定めており、その職務を補助すべき使用人は当該業務の遂行にあたり取締役から指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室との関係につきましては、各主体が相互に緊密な連携をとり、適時に情報交換ができる体制になっており、連携して監査の質的向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

インセンティブ報酬につきましては、当社では役員賞与と株式報酬が該当します。
役員賞与につきましては、常勤取締役を対象に、当期純利益の5％相当を固定報酬割合と業績評価に応じて配分することとし、各取締役の賞与額は取締役会で決定します。
株式報酬制度につきましては、中長期的なインセンティブプランとして2019年度より導入いたしました。各取締役に付与する割合金額と割合株数は、取締役会で決定します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)、取締役(監査等委員)(社外取締役除く)及び社外役員別に報酬等の総額を記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の3つで構成されており、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めています。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬と業績連動報酬につきましては、株主総会の決議(2021年12月14日開催)による報酬限度額は年額120百万円です。また、譲渡制限付株式報酬につきましては、株主総会の決議(2021年12月14日開催)による報酬限度額は年額10百万円です。
監査等委員である取締役の固定報酬と業績連動報酬につきましては、株主総会の決議(2021年12月14日開催)による報酬限度額は年額15百万円です。また、譲渡制限付株式報酬につきましては、株主総会の決議(2021年12月14日開催)による報酬限度額は年額5百万円です。

(固定報酬)
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬につきましては、「役員報酬規程」に従い、代表取締役が役位と職責・業績貢献度等を考慮したうえで原案を作成し、社外取締役に諮問した後に、取締役会で審議して決定しています。
監査等委員である取締役の個々の固定報酬につきましては、監査等委員の協議により決定しています。

(業績連動報酬)
取締役の業績連動報酬につきましては、業績連動報酬に係る指標として、「当期純利益」を選択しています。当該指標を選択した理由は、当該指標が企業の一事業年度の最終的な利益を示す指標であり、将来への投資や株主還元の原資となる分かりやすい指標であるためです。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)賞与の算定にあたっては、「役員報酬規程」に従い、代表取締役が業績指標の達成度と各取締役の業績貢献度等を考慮したうえで原案を作成し、社外取締役に諮問した後に、取締役会で審議して決定しています。
・支払総額　当期純利益の5%相当、上限金額10百万円
・支払対象　取締役(社外取締役を除く)
監査等委員である取締役賞与については、監査等委員の協議により決定します。

(譲渡制限付株式報酬)
譲渡制限付株式報酬につきましては、中長期的な業績向上と企業価値増大へのインセンティブを高めるため、取締役(社外取締役除く)に付与しています。
譲渡制限付株式報酬の割当金額と割当株数は、「譲渡制限付株式報酬規程」に従い決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役につきましては、早期に情報共有を図るため、取締役会の開催前に会議資料を配布するなどのサポート体制をとっています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

2021年12月14日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
これにより、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
(1)取締役会
取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名(うち社外取締役3名)と監査等委員である取締役3名(社外取締役2名)の合計9名で構成され、年6回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時招集できる体制となっています。取締役会では業務執行上の重要な事項に関する意思決定や方針決定を行うほか、取締役の業務執行を監督しています。
(2)監査等委員会
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、年6回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時招集できる体制となっています。監査等委員は取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は取締役会のみならず重要な会議に出席し、取締役の業務の

執行を監視するとともに適宜、提言、助言を行っております。
⑶ 会計監査人
会計監査人は、監査法人東海会計社と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社がこのような体制を採用している理由は、この体制が、当社の企業規模に即しており、透明・公正かつ迅速な経営をガバナンス強化に資するものと考えているからです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主が総会に出席できるよう、集中日を避けて総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2020年７月28日開催の定時株主総会より、株主名簿管理人である三井住友信託銀行のシステムを利用して実施しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	https://www.c-mics.com/決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：管理部 IR担当役員：代表取締役　大塚茂樹 IR事務連絡責任者：取締役管理部長：原川剛一郎	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	2001年４月に認証を取得したＩＳＯ１４００１を土台に、廃棄物のリサイクルシステムを確立し、循環型社会の一翼を担う企業として、環境マネジメントシステムの継続的な向上を行っています。また、ＣＳＲ活動の着実な取組となるように、「ＣＳＲハンドブック」を全常勤取締役及び全従業員に配布し、啓蒙活動を行っています。 ＳＤＧｓについては、2021年７月12日に「ＭＩＣＳ化学株式会社ＳＤＧｓ宣言」をホームページに掲載、2022年６月21日に愛知県ＳＤＧｓ登録制度に登録し、ＳＤＧｓの達成に向けた取り組みを推進しています。 ≪環境への取り組み≫ https://www.c-mics.com/company/technology.html#link02 ≪ＳＤＧｓ宣言≫ https://www.c-mics.com/company/hp20210712.pdf

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下の基本方針に従い、当社及び子会社の業務の適正を確保する体制を整備し、これを運用していきます。
今後とも内外環境の変化に対応し一層適切な内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に徹底する。
②取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

③取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規定に違反することなく適正に行なわれていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
④「社員全員によるＣＳＲ活動の推進について」の資料及び「ＣＳＲハンドブック」を作成し、全社員に配布するとともに、会議等においても繰返し説明、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙活動を実施する。
⑤内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
⑥取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、社内通報制度に従い報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
①取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理を実施し、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。
②情報の取扱いについては「情報管理規程」、「個人情報管理規程」等に基づき厳正に取扱うこととする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①当社リスクに関する統括責任者として担当取締役を置き、当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
②当社の業務遂行に関するリスクは、取締役がその担当業務のリスク管理を行う。
③事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、経営会議等で審議し、リスク管理を行う。
④環境については、ISO14001に基づき、その関連諸規程を遵守する。
⑤内部監査室は各種規程やマニュアルに沿って、関連部門と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
⑥有事の対応として、天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、「緊急事態対応手順」、並びに「ＣＳＲハンドブック」や「地震災害時の行動ルール」の冊子等に従い、対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役相互の情報の共有化及び個別経営課題の協議の場として、毎月開催される経営会議と運営会議に参加することにより、取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供される体制とする。

(5) 当社及び子会社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の業績の状況は、子会社の役員が、定期的に当社が各部署の業務状況を把握する場として毎月開催する運営会議で報告し、企業集団として業務の適正を確保できる体制とする。
②子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスクマネジメントを行う。
③子会社の取締役等の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における経営上の重要事項については、「子会社管理規程」に基づき協議し、承認する。また、業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について、定期的に意見交換や情報交換を行う。
④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査室が、定期的な内部監査の対象とする。
⑤その他の当社及び子会社並びに関係会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制
当社グループ会社は、関係会社との連携・情報共有を保ちつつ、会社の規模、事業の性質、機関の設計等を踏まえ自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。なお、主要な関係会社とは、業務執行の状況や重要な経営課題等について情報共有を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会が職務執行のために補助を求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、取締役及び使用人の人事発令等を速やかに行う。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに指示の実効性の確保に関する事項
前項に配属される取締役及び使用人の独立性を確保するため、当該取締役及び使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定する。また、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた取締役及び使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長の指揮命令を受けないものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
①監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
②取締役及び子会社の取締役は、主な業務の執行状況について、適宜適切に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は直ちに監査等委員会に報告を実施する。監査等委員会はいつでも、取締役及び使用人、子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査等委員会が選定する監査等委員は重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとし、また稟議書他の業務執行上重要な書類を常時閲覧し、報告を求めることができる体制とする。
②監査等委員会と会計監査人等とのディスカッションを必要に応じて実施し、相互の連携を深め、より実効的な監査を目指すこととする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携･協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

Ⅴその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

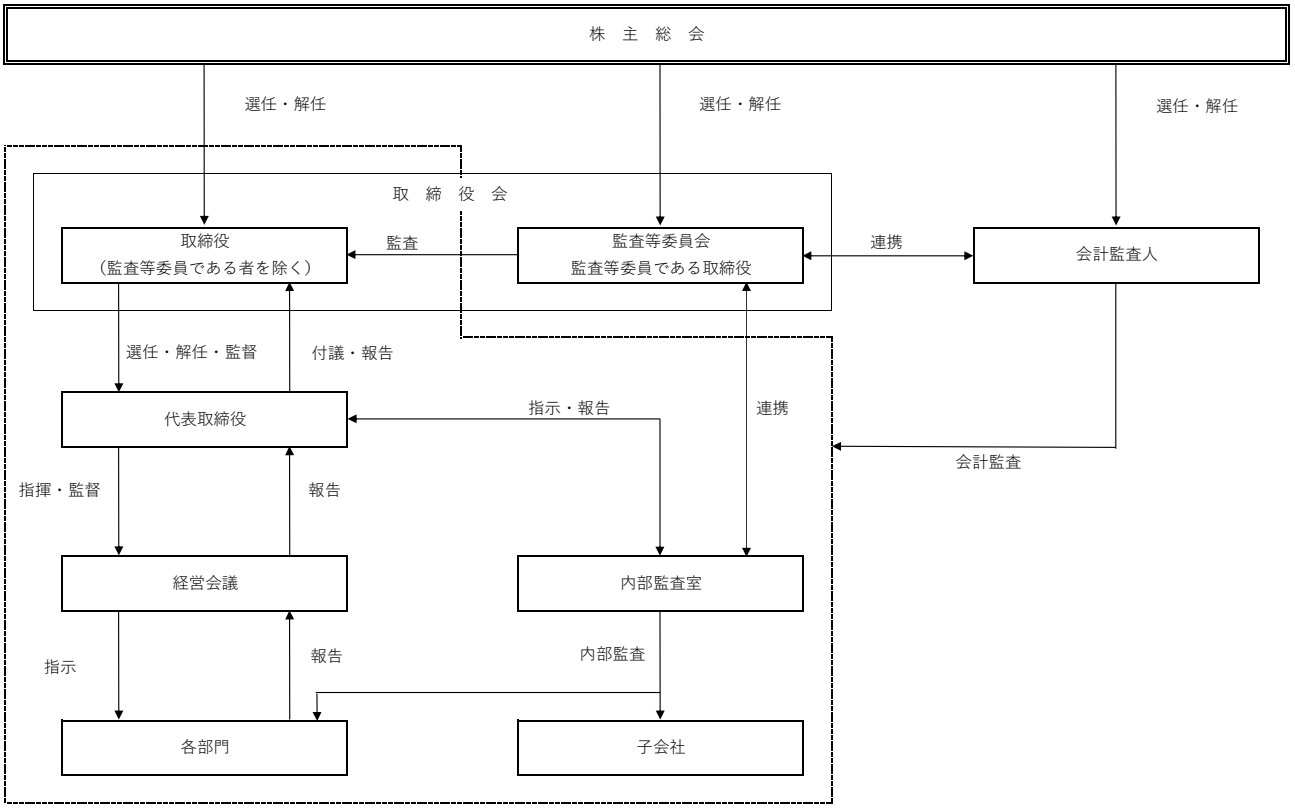
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制図】

